

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

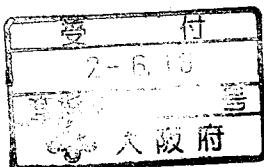
(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

大阪府知事 殿

4/1



住 所  
氏 名

提出者  
大阪府吹田市千里丘上2番4号  
岐建株式会社 大阪支店  
取締役支店長 松原 齊丞

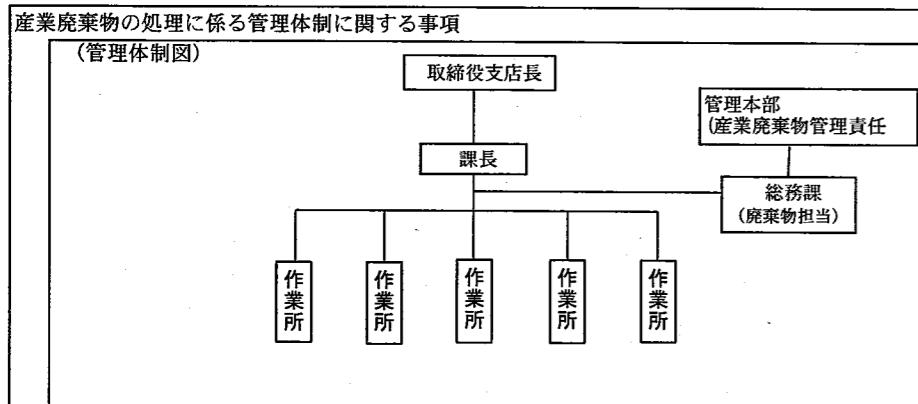
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 06-6877-0526

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岐建株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪府吹田市千里丘上2番4号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	1,566,959,000 円
③従業員数	13人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	民間建築物などの新築、改修、解体及び施工に伴い発生 ・がれき類 : 再生処理業者へ委託、再資源化 ・木くず : 再生処理業者へ委託、再資源化 ・紙くず : 再生処理業者へ委託、一部の再資源化を除き埋立処理 ・廃プラ : 再生処理業者へ委託、一部の再資源化を除き埋立処理 ・廃石膏ボード : 再生処理業者へ委託、再資源化 ・混合廃棄物 : 再生処理業者へ委託、破碎処理及び埋立処理 ・建設汚泥 : 再生処理業者へ委託、脱水・分級処理等にて再資源化



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

年度	【前年度（令和元年度）実績】			【本年度（令和2年度）目標】								
	産業廃棄物の種類	コンがら	アスがら	その他がれき	ガラス・陶磁器くず	石綿含有建設混合廃棄物	紙くず	木くず	混合(管理型)	水銀使用製品産業廃棄物	廃石綿	その他
	排出量	2,697.3 t	266.0 t	399.9 t	7.0 t	7.8 t	1.2 t	16.5 t	121.0 t	0.2 t	2.7 t	t

①現状

### 【前年度（令和元年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンがら	アスがら	その他がれき	ガラス・陶磁器くず	石綿含有建設混合廃棄物	紙くず	木くず	混合(管理型)	水銀使用製品産業廃棄物	廃石綿	
排出量	2,697.3 t	266.0 t	399.9 t	7.0 t	7.8 t	1.2 t	16.5 t	121.0 t	0.2 t	2.7 t	t

(これまでに実施した取組)・施工材料の搬入数量を適正に管理し  
余材の発生を抑える。・廃棄物発生抑制を考慮した施工方法の採用  
(材料のプレカット他)・梱包材の引取(再利用)を要請する。・現  
場の巡回活動を実施し、直接指導する。

【目標】

産業廃棄物の種類	コンがら	アスがら	その他がれき	ガラス・陶磁器くず	石綿含有建設混合廃棄物	紙くず	木くず	混合(管理型)	水銀使用製品産業廃棄物	廃石綿	
排出量	750 t	70 t	100 t	3 t	3 t	0 t	4 t	60 t	0 t	0 t	t

(今後実施する予定の取組)・施工材料の搬入数量を適正に管理し余材の発生を抑える。・廃棄物発生抑制を考慮した施工方法の採用(材料のプレカット他)・梱包材の引取(再利用)を要請する。・現場の巡回活動を実施し、直接指導する。・優良な産業廃棄物処理業者を選び、適正な処理を進める。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)・施工材料の搬入数量を適正に管理し余材の発生を抑える。・有価物をはじめ、可能な限り分別を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)・引続き、施工材料の搬入数量を適正に管理し余材の発生を抑え、有価物をはじめ、可能な限り分別を実施する。条件があえば優良認定処理業者の活用も検討する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		①現状			①現状		
	産業廃棄物の種類							
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない							
	【目標】		②計画			②計画		
②計画	産業廃棄物の種類							
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定は無い							
	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
	【前年度（令和元年度）実績】		①現状			①現状		
①現状	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない							
	【目標】		②計画			②計画		
②計画	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定は無い							





備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。